

議案第 6 4 号

向日市民体育館条例の一部改正について

向日市民体育館条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項  
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 8 月 2 9 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市民体育館条例の一部を改正する条例

向日市民体育館条例（昭和61年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「掲げる額」の次に「に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額を加えた額」を加える。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表

向日市民体育館基本額

区分		早朝	午前	午後(1)	午後(2)	夜間	全日	夜間延長
利用時間		午前8時から午前9時まで	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午後9時から午後10時まで
大体育室	全面	円 3,480	円 6,960	円 6,960	円 6,960	円 10,290	円 27,820	円 5,150
	3分の1面	—	2,320	2,320	2,320	3,430	9,280	—
小体育室	全面	1,390	2,790	2,790	2,790	4,180	11,130	2,090
会議室	第1	470	930	930	930	1,490	3,710	740
	第2	230	470	470	470	740	1,860	370
	第3	230	470	470	470	740	1,860	370
トレーニング器具及び附属設備		別に規則で定める額						

別表備考中第8項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の向日市民体育館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る使用から適用し、同日前の申込みに係る使用については、なお従前の例による。

〈参 考〉

向日市民体育館条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正		現 行																																																																																																																																																									
<p>(利用料金)</p> <p>第15条 体育館の利用料金は、別表に掲げる額に消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく消費税の税率を乗じて得た金額(以下「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額(この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)に相当する額を加えた額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表</p> <p>向日市民体育館基本額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後(1)</th> <th>午後(2)</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> <th>夜間延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前8時から午前9時まで</td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>正午から午後3時まで</td> <td>午後3時から午後6時まで</td> <td>午後6時から午後9時まで</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> <td>午後9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>大体 育室</td> <td>全 面</td> <td>円 3,480</td> <td>円 6,960</td> <td>円 6,960</td> <td>円 6,960</td> <td>円 10,290</td> <td>円 27,820</td> <td>円 5,150</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3分 の1 面</td> <td>—</td> <td>2,320</td> <td>2,320</td> <td>2,320</td> <td>3,430</td> <td>9,280</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小体 育室</td> <td>全 面</td> <td>1,390</td> <td>2,790</td> <td>2,790</td> <td>2,790</td> <td>4,180</td> <td>11,130</td> <td>2,090</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">会 議 室</td> <td>第1</td> <td>470</td> <td>930</td> <td>930</td> <td>930</td> <td>1,490</td> <td>3,710</td> <td>740</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>230</td> <td>470</td> <td>470</td> <td>470</td> <td>740</td> <td>1,860</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>230</td> <td>470</td> <td>470</td> <td>470</td> <td>740</td> <td>1,860</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>トレー ニング 器具 及び付 属 設備</td> <td colspan="7">別に規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table>		区分	早朝	午前	午後(1)	午後(2)	夜間	全日	夜間延長	利用時間	午前8時から午前9時まで	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午後9時から午後10時まで	大体 育室	全 面	円 3,480	円 6,960	円 6,960	円 6,960	円 10,290	円 27,820	円 5,150		3分 の1 面	—	2,320	2,320	2,320	3,430	9,280	—	小体 育室	全 面	1,390	2,790	2,790	2,790	4,180	11,130	2,090	会 議 室	第1	470	930	930	930	1,490	3,710	740	第2	230	470	470	470	740	1,860	370	第3	230	470	470	470	740	1,860	370	トレー ニング 器具 及び付 属 設備	別に規則で定める額							<p>(利用料金)</p> <p>第15条 体育館の利用料金は、別表に掲げる額_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表</p> <p>向日市民体育館利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後(1)</th> <th>午後(2)</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> <th>夜間延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用時間</td> <td>午前8時から午前9時まで</td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>正午から午後3時まで</td> <td>午後3時から午後6時まで</td> <td>午後6時から午後9時まで</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> <td>午後9時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>大体 育室</td> <td>全 面</td> <td>円 3,750</td> <td>円 7,500</td> <td>円 7,500</td> <td>円 7,500</td> <td>円 11,100</td> <td>円 30,000</td> <td>円 5,550</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3分 の1 面</td> <td>—</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>3,700</td> <td>10,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小体 育室</td> <td>全 面</td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>4,500</td> <td>12,000</td> <td>2,250</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">会 議 室</td> <td>第1</td> <td>500</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,600</td> <td>4,000</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>250</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>2,000</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>250</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>800</td> <td>2,000</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>トレー ニング 器具 及び付 属 設備</td> <td colspan="7">別に規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table>		区分	早朝	午前	午後(1)	午後(2)	夜間	全日	夜間延長	利用時間	午前8時から午前9時まで	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午後9時から午後10時まで	大体 育室	全 面	円 3,750	円 7,500	円 7,500	円 7,500	円 11,100	円 30,000	円 5,550		3分 の1 面	—	2,500	2,500	2,500	3,700	10,000	—	小体 育室	全 面	1,500	3,000	3,000	3,000	4,500	12,000	2,250	会 議 室	第1	500	1,000	1,000	1,000	1,600	4,000	800	第2	250	500	500	500	800	2,000	400	第3	250	500	500	500	800	2,000	400	トレー ニング 器具 及び付 属 設備	別に規則で定める額						
区分	早朝	午前	午後(1)	午後(2)	夜間	全日	夜間延長																																																																																																																																																				
利用時間	午前8時から午前9時まで	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午後9時から午後10時まで																																																																																																																																																				
大体 育室	全 面	円 3,480	円 6,960	円 6,960	円 6,960	円 10,290	円 27,820	円 5,150																																																																																																																																																			
	3分 の1 面	—	2,320	2,320	2,320	3,430	9,280	—																																																																																																																																																			
小体 育室	全 面	1,390	2,790	2,790	2,790	4,180	11,130	2,090																																																																																																																																																			
会 議 室	第1	470	930	930	930	1,490	3,710	740																																																																																																																																																			
	第2	230	470	470	470	740	1,860	370																																																																																																																																																			
	第3	230	470	470	470	740	1,860	370																																																																																																																																																			
トレー ニング 器具 及び付 属 設備	別に規則で定める額																																																																																																																																																										
区分	早朝	午前	午後(1)	午後(2)	夜間	全日	夜間延長																																																																																																																																																				
利用時間	午前8時から午前9時まで	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午後9時から午後10時まで																																																																																																																																																				
大体 育室	全 面	円 3,750	円 7,500	円 7,500	円 7,500	円 11,100	円 30,000	円 5,550																																																																																																																																																			
	3分 の1 面	—	2,500	2,500	2,500	3,700	10,000	—																																																																																																																																																			
小体 育室	全 面	1,500	3,000	3,000	3,000	4,500	12,000	2,250																																																																																																																																																			
会 議 室	第1	500	1,000	1,000	1,000	1,600	4,000	800																																																																																																																																																			
	第2	250	500	500	500	800	2,000	400																																																																																																																																																			
	第3	250	500	500	500	800	2,000	400																																																																																																																																																			
トレー ニング 器具 及び付 属 設備	別に規則で定める額																																																																																																																																																										

備考

1～7 略

備考

1～7 略

8 利用料金には、消費税相当額及び地方消費税相当額を含むものとする。